

人間文化研究機構旅費取扱規則

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第89号
平成18年3月8日改正
平成18年3月31日改正
平成19年3月29日改正
平成20年2月26日改正
平成20年3月27日改正
平成21年9月9日改正
平成22年6月1日改正
平成28年4月1日改正
令和5年3月27日改正

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構における旅費の取扱いについて定め、その業務の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(出発地点及び到着地点)

第2条 旅費の計算の基礎となる旅行の出発地点及び到着地点は別表1のとおりとする。

(旅行命令)

第3条 旅費規程第4条に規定するその委任を受けた者とは、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館の長をいう。

2 旅費規程第4条6項に規定する旅行命令簿等及び旅費規程第13条第1項に規定する請求書の様式は第1号書式のとおりとする。

(旅費請求手続等)

第4条 前条第2項の請求書の計算書の様式は第2号書式、日額旅費は第2号書式-1、赴任に伴う旅費については第3号書式とし、添付すべき必要な書類は別表2のとおりとする。

2 旅費規程第13条第3項に規定する仮払いに係る旅費の精算を行う場合の様式は、第4号書式のとおりとする。

3 旅費規程第13条第2項及び第3項に規定する旅行の報告を行う場合には、用務内容、用務先、宿泊先、面談者等が記載された書類を提出するものとする。

4 旅費規程第13条第2項及び第3項に規定する所定の期間内とは、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間とする。

5 旅費規程第13条第4項に規定する所定の期間内とは、精算による過払金の返納の通知の日の翌日から起算して2週間とする。

(扶養親族移転料)

第5条 旅費規程第23条第1項第1号ロに規定する扶養親族移転料のうち、12歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができるものとする。

(旅費の調整)

第6条 旅費規程第40条第1項に規定する旅費の調整基準は次のとおりとする。

一 職員の職務又は職務の級が遡って変更された場合において、当該職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でない認められる場合には、その変更に伴う旅費の増

減は行わないものとする。

- 二 旅行者が正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実状に応じ、正規の旅費のうちの鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料の額の全部又は一部を支給しないものとする。
- 三 赴任に伴う実際の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた旅費規程別表第1の移転料の定額による額を支給するものとする。
- 四 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。以下この号において同じ。）を支給する場合（内国旅行に限る。）において、次の理由により正規の着後手当を支給するのが適当でないときは、当該各号に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。
 - イ 旅行者が新勤務地に到着後直ちに職員のための宿舍又は自宅に入る場合は、旅費規程別表第1の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
 - ロ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合は、旅費規程別表第1の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
 - ハ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は、旅費規程別表第1の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額
- 五 本機構の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、本機構の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。

（一般職本給表（一）及び指定職本給表の適用を受けない者の職務の級）

第7条 一般職本給表（一）に相当する職務の級は、別表3のとおりとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月8日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	出発地点及び到達地点
本 部	地下鉄 神谷町駅 JR 東京駅
国文学研究資料館及び 国立国語研究所	多摩モノレール 高松駅 JR 立川駅
国際日本文化研究センター	桂坂小学校前バス停 阪急 桂駅 JR 京都駅
総合地球環境学研究所	阪急 烏丸駅 京阪 出町柳駅 JR 京都駅 近鉄 京都駅
国立民族学博物館	日本庭園前バス停 万博記念公園駅 大阪モノレール公園東口駅
国立歴史民俗博物館	京成 佐倉駅 JR 佐倉駅

別表 2

旅費規程第 13 条第 1 項に規定する請求書に添付すべき書類	
1 移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類(住民票等)
2 航空賃	その支払いを証明するに足る書類(領収書等)
3 旅行雑費	その支払いを証明するに足る書類
4 扶養親族移転料	扶養親族であること及びその年齢及び移転を証明する書類

別表 3 一般職本給表(一)の各級に相当する職務の級

人間文化研究機構		大学共同利用機関法人、 国立大学法人、独立行政 法人
一般職(一)	研究教育職職名	職名
10級		
9級	教授	教授相当
8級		
7級	准教授	准教授相当
6級		
5級		講師相当
4級		
3級	助教及び助手	助教及び助手相当
2級		
1級		

備考:上記に定める者以外の者の職務については、必要に応じてその都度定めるものとする。

第1号書式

旅行命令・依頼簿(伺)						整理番号				
旅行命令権者承認印				予算確認者印		起案	平成	年	月	日
						決裁	平成	年	月	日
下記のとおり 命 令 ・ 依 頼 してよろしいか伺います。										
所属部局課 (又は所属団体)		住 所 (又は居所)								
職 名 (又は職業)		氏 名 (個人番号)				職 務 の 級		平成		年 月 日
発 令 年 月 日		旅 行 期 間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		旅 費 の 出 途		所管 財源 目的 プロジェクト外		併任官名 予算漢字 用務内容名称 プロジェクト名称
旅 行 日 程	年 月 日	出 発 地	目 的 地	用 務 先		用 務 内 容			備 考	
									他機関、その他経費からの旅費支給の有無 ・有 () ・無	
							出勤簿		旅行者の認印	

これを編綴して命令(依頼)簿とする。

旅 費 請 求 書							
上記命令(依頼)に基づき、別紙計算書のとおり旅費を請求します。				旅行者請求印			
平成 年 月 日 氏名				仮 払 い		精 算 払	
				年 月 日	金 額 (円)	年 月 日	金 額 (円)

旅 費 仮払い 精算 計算書

第2号書式

出張者	所属部局課（又は所属団体）	職名（又は職業）	職務の級	氏 名	係長	担当者

仮 払 い 額	精 算 払 額	追 給 額	返 納 額
円	円	円	円

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		日 当		宿泊料		食卓料		
					路 程	運 賃	急 料	行 金	特別車 両料金 その他	計	路 程	運 賃	特 船 料	別 室 金		寝 料 その他	台 金 その他	計	定 額	実 費 額	日 数	定 額	夜 数	定 額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円	
合 計																								

支 度 料	定 額	既 給 額	差 引 額	備 考	
	円	円	円		
旅 行 雑 費	計				円

旅 費 概算払 計 算 書 精算払

出張者	所属部局課（又は所属団体）				職名（又は職業）		職務の級		氏 名		係長	担当者			
概 算 額				精 算 払 額				追 給 額			返 納 額				
円				円				円			円				
年月日	出発地	到着地	宿泊地	所要時間	日当又は 日額旅費	鉄 道 賃		船賃・航空賃		車 賃		宿 泊 料		その他	備 考
						路 程	運賃、特別 車両料金又は 実費額	路 程	運賃、特別 車両料金又は 実費額	定 額	実費額	夜数	定 額		
				時間	円	Km	円	Km	円	Km	円	夜	円	円	
合 計															

旅 費 仮払い 精算 計算書

第3号書式

出張者	所属部局課（又は所属団体）	職名（又は職業）	職務の級	氏 名	係長	担当者

仮 払 い 額	精 算 払 額	追 給 額	返 納 額
円	円	円	円

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		日 当		宿泊料		食卓料	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	特別 両料 その他	車 金 計	路 程	運 賃	特 別 船 料	別 室 金		寝 料 其 他	台 金 計	定 額	実費額	日 数	定 額	夜 数	定 額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計																							

移転料	路 程	定 額	既給額	差引額	着後手当	日 当	宿 泊 料	計	支 度 料	旅 行 雑 費
	km	円	円	円		円	円		円	

扶養親 族移転 料	区 分	人員	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿 泊 料	食卓料	着後手当	計
	十二歳以上	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	六歳以上十二歳未満										
	六歳未満										
	計										

備考

第4号書式

旅費精算書

出張者	所属部局課 (又は所属団体)	職名 (又は職業)	職務の級	氏名	係長	担当者
仮払い額		精算額		差引額		
円		円		円		
旅費精算額の計算内容は、旅費仮払い計算書の内容と同じである。						
備考	用務先					
	用務内容					
	旅行期間	自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日				
上記のとおり 平成 年 月 日付旅行命令等に基づく仮払い旅費を精算します。						
平成 年 月 日						